

環境未来都市推進委員会 設置要綱

(設置)

1. 内閣府に環境未来都市推進委員会（以下「推進委員会」という。）を置く。

(任務)

2. 推進委員会は、環境未来都市及び環境モデル都市の透明性・公平性・中立性を高めるため、選定基準の検討、選定案の作成に資する客観的評価及び選定後の評価等に関する事項について調査・検討を行い担当大臣に助言することを任務とする。

(構成)

3. (1) 推進委員会は、学識経験者等のメンバーで構成する。
(2) 座長は構成員が互選する。
(3) 座長は必要に応じて、個別の議題について構成員をメンバーとするワーキンググループを設置・開催できる。

(招集)

4. 推進委員会の会議及びワーキンググループは、座長が招集する。

(会議の開催)

5. 推進委員会は、構成員の3分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。ただし、座長は、やむを得ない理由により推進委員会の会議を開く余裕のない場合には、事案の概要を記載した書面を構成員に送付し、その意見を徴することをもって、会議に代えることができる。

(議事の公開)

6. 推進委員会の会議は公開する。ただし、座長が公開することにより支障があると認める場合には、非公開とすることができる。また、議事要旨を作成し、推進委員会の会議の終了後速やかに公開する。

(庶務)

7. 推進委員会の会議及びワーキンググループの庶務は、内閣府地方創生推進室において処理する。

(雑則)

8. この要綱に定めるもののほか、推進委員会の議事及び運営に関し必要な事項は、座長が定める。

(附則)

この要綱は、平成25年5月29日から施行する。